

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(建屋耐震:応力解析)

No.	指摘日	図書種別、図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
1	設置変更許可審査からの申送り事項 No.34 【E-6】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:屋根トラス)	—	詳細設計段階においては、必要に応じて剛性比例型以外の減衰(例えば鉛直1次と2次で規定したレイリー減衰)を用いて、高次モードの影響を確認する。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
2	設置変更許可審査からの申送り事項 No.35 【E-6】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:屋根トラス)	—	屋根トラスの主要部材については、おおむね弾性範囲となる見込みであるが、一部の部材が弾性範囲を超える場合については、詳細設計段階で説明する。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
3	設置変更許可審査からの申送り事項 No.36 【E-6】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:屋根トラス)	—	屋根トラスの地震応答解析モデルにおいては屋根スラブの面外剛性は考慮していないが、詳細設計段階では面外剛性を考慮した解析により、屋根スラブの応答性状や応力分布などを説明する。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
4	設置変更許可審査からの申送り事項 No.37 【E-6】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:屋根トラス、基礎版)	—	屋根トラス、基礎版の弾塑性解析においては、別途実施する建屋全体の3次元FEM等価線形モデルの評価結果を踏まえ説明する。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
5	設置変更許可審査からの申送り事項 No.38 【E-7】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:基礎版)	—	基礎版の評価において、既工認では梁要素でモデル化していた一部耐震壁をシェル要素でモデル化していることから、面外方向に発生する応力については、詳細設計段階でその影響について説明する。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
6	設置変更許可審査からの申送り事項 No.39 【E-7】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:基礎版)	—	基礎版の評価において、シェル要素を用いた応力解析の検証の観点から、面外せん断応力が大きい場合には、詳細設計段階において代表ケースを選定してソリッド要素で基礎版をモデル化した解析を行い、モデル化手法による比較を行う。	(次回以降回答)	—	次回以降回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す
7	設置変更許可審査からの申送り事項 No.40 【E-7】	設置許可規準 条文 4条	耐震設計(建屋:基礎版)	—	基礎版の評価における面外せん断力の許容値に荒川平均式等を適用する場合には、荒川平均式等を適用した場合における設備の支持性能について、地震によってコンクリートにひび割れが発生した場合の設備への影響を詳細設計段階で詳細に説明する。	基礎版の評価における面外せん断力の許容値については、RC-N規準に基づく短期許容せん断力とする方針としました。 O2-補-E-19-0610-8 改0 補足-610-8 原子炉建屋基礎版の耐震性についての計算書に関する補足説明資料 別紙I-1	O2-補-E-19-0610-8 改0 補足-610-8 原子炉建屋基礎版の耐震性についての計算書に関する補足説明資料 別紙I-1	今回回答	設置変更許可審査からの申送り事項であるため、コメント内容欄には事業者の対応方針を示す